

ため池の管理、お願いします



これから梅雨や台風の季節になります。防災の重要性が再認識されている今、一層の維持管理をお願いします。

- 定期的に巡回を行う
- 水位調整をこまめに行う
- 水路や堤体などの草刈りを行う
- ごみを取り除く など

問い合わせ先 農村整備課☎32-2077、または各支所産業建設課

津山市農業委員会委員選挙

任期満了に伴い、選挙が実施されます。

告示日(立候補届出日) 7月3日(日)

投票日 7月10日(日)午前7時～午後6時

選挙権のある人 平成23年3月31日確定の津山市農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人

《立候補予定者説明会》

とき 6月3日(金)午前10時～

ところ 市役所2階大会議室

問い合わせ先 選挙管理委員会☎32-12143

個人などで設置する農作物鳥獣害防護柵が対象に

イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害を防ぐ防護柵の設置補助は、受益戸数3戸以上の町内会などの団体が対象ですが、制度を拡充し、3戸以上の設置が困難な場合は、個人などが設置するものも補助対象にします。

対象 個人などの農業者で、新規に50m以上の防護柵を設置する人

補助率 資材経費の2分の1以内(上限10万円)

受付 5月25日(水)～

※予算がなくなり次第、終了

問い合わせ先 農業振興課☎32-2079、または各支所産業建設課

補助対象を拡大!

一戸建て住宅の耐震診断・耐震改修工事に補助金が出ます

<住宅耐震診断補助事業>

市内の一戸建て木造住宅の耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

対象 次のすべてに該当するもの

- ①市内にある民間住宅(個人所有であるもの)
- ②昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅(店舗併用住宅などで住宅部分の面積が半分以上のものを含む)
- ③構造が木造在来工法であるもの(柱・梁・筋交いなどで構成されたもの。ツーバイフォー、ログハウス、プレハブなどは対象外)
- ④2階建て以下のもの

補助金額

延床面積	通常の診断費用	補助金額(1棟当り)
200㎡未満	42,000円	40,000円
200㎡以上300㎡未満	52,500円	50,000円

※一般診断(現況診断)

<住宅耐震改修補助事業>

市内の一戸建て木造住宅の耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

対象 市内の一戸建て木造住宅

補助金額 耐震工事(内装工事は除く)に要する経費の23%以内(上限30万円)

主な条件 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅のうち、建築確認または建築工事の届出を行って、平屋または2階建て、耐震診断結果が1.0未満で、耐震改修計画がその他に定める基準を満たすものとして評価委員会などの評価を受けたもの

申込方法 建築住宅課に備え付けの申込書に記入し、必要書類を添えて提出  
※詳しい条件についてはお問い合わせください



問い合わせ先 建築住宅課(市役所5階)☎32-2099

あなたの近くにある、子育ての相談窓口

初めての子育ては不安がいっぱい。心配になったり、困ったりしたら、まずはご相談ください。

●育児に関することなら

相談窓口	曜日・時間	電話番号
市役所 健康増進課	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	23-1972 (育児相談専用)
すこやか子育て相談センター (一宮保育所内)	月～金曜日 午前9時～午後4時	27-2241
やよい子育てセンター (やよい保育園内)	月～土曜日 午前8時30分～午後5時	23-8382
地域子育て支援センター (久米保育所内)	月～金曜日 午前8時30分～午後4時	57-2501
子育て支援センター (勝北風の子こども園内)	月～金曜日 午前9時～午後4時	36-8844
家庭児童相談室 (中央児童館内)	火～金曜日 午前8時30分～午後5時	24-2480

●児童虐待に関することなら

市役所 こども子育て相談室	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	32-7027
---------------	--------------------------	---------

子ども手当が6カ月間、延長されました

子ども手当が9月まで現行のまま支給されることになりました。

対象 0歳から中学校修了前までの子ども(0歳から15歳になった最初の3月31日まで)

支給額	1人につき 月額13,000円	
支給月(期間)	6月(2～5月分)	10月(6～9月分)

平成23年6月の現況届の提出は不要です

申請が必要な人

- ◎出生などにより、新たに養育する子どもができた人
- ◎既に受給していて、養育する子どもが増えた人
- ◎既に受給していて、津山市に転入された人

なお、既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更のない人は申請の必要はありません

※詳しくはお問い合わせください

問い合わせ先 こども課☎32-2065



ひとり親家庭等医療費  
給付を受けている人へ

7月から引き続き給付を受けるためには、更新手続きが必要です。

受付期間 6月1日(水)～14日(火)

障害基礎年金の子の  
加算を受けている人へ

児童扶養手当の支給対象が拡大されました。

要件 配偶者があり、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回っていること

対象 障害基礎年金の受給者の配偶者

申請できない人 ひとり親家庭で障害基礎年金を受給している人、障害基礎年金を受給しているも法律で定める程度の障害のない人

※児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算金、両方の受給は不可  
※今回の見直しで申請する人は4月分からさかのぼって支給されます(締め切り 8月31日(水))

※詳しくはお問い合わせください  
問い合わせ先 こども課☎32-12065